

選手登録及び移籍に関する規定

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会(以下、当協議会)は、健全な子ども育成に寄与し、チーム間のトラブルを無くし、円滑な運営をするためにチームの選手登録と移籍に関する規定を設ける。

1. 登録について

- ①選手の新規加入は、通学校又は同一地区を推奨するが、市内全域の団に登録できる。
- ②選手は年度当初にチーム登録届で登録をし、追加および抹消については、「登録変更届申請書」にて随時、事務局に届けることとする。
- ③団員不足でチーム編成が不可能な場合は、合同チームを編成し登録することができる。ただし、「合同チーム編成申請書」を提出後に理事会で協議し、承認を得てからとする。
- ④所属団を退団後、6ヶ月以上、市連絡協議会の他の団の練習等に参加せず、新たな登録もなかった場合は新規扱いとする。
- ⑤不正な登録や出場などの違反行為をしたチームは、当協議会主催の大会に年度内参加できないこととする。

2. 移籍について

1) 以下の場合に、移籍登録できるものとする。

- ①所属している単位団が解散した場合。
- ②保護者の転勤等で転校になった場合。
- ③所属している単位団でトラブルが発生し、残留が不可能になった場合。
但し、事前に申請書を提出し理事会の承認を得たのち、活動を開始しなければならない。
トラブルについては各地区長、理事、当事者で経過等の事前協議を行い、地区長より理事会又はコンプライアンス委員会に報告提出し、必要があれば理事会又はコンプライアンス委員会での聞き取りを行い、理事会で協議し承認判断を行う。試合参加可能日は理事会より通知する。
- ④入団後1年未満の場合。但し1回のみ認める。
- ⑤転校後であっても所属していた単位団で活動したい場合は、継続して登録を認める。
また通学校に新たにバレーボールスポーツ少年団が発足したら、通学校に移籍することは可能とする。
- ⑥その他理由で、移籍同意書・移籍承認申請用紙を提出し、理事会が認めた場合。

2) 移籍の範囲

移籍先は同一地区を推奨するが、市内全地区の団に移籍登録できるものとする。

地区外から新規加入した選手が再移籍する際も、市内全地区の団に移籍登録できる。

但し、勧誘や引き抜き行為、他団へ迷惑を及ぼす行為が判明した場合は、理事会協議の上、移籍登録を認めないこともあるものとする。

3) 移籍後の当協議会主催の試合への参加について

i) 移籍後3ヶ月間、協議会主催の試合（試合前コート内での練習含む）へは参加できない。上記1)の①②③の場合を除く

※これは、令和8年4月1日現在で、移籍による試合に参加できない期間中にある選手にも遡及して適用するものとする。

ii) 参加できない期間は、各地区長及び事務局が移籍同意書・移籍承認申請用紙を受理した日よりカウントする。

iii) なお、上記①～③に該当する場合や特別な事情がある場合は、理事会にて大会参加可能日を決定し通知する。

3. 申請書類について

新規登録、移籍、登録変更、合同チーム編成を希望する場合は、以下の申請書類を事前に事務局に提出しなければならない。

- 新規登録
 - ・「校区外・地区外新規登録届出用紙」（通学校以外に登録する場合）
 - ・「登録変更届 申請書」①団員追加
- 移籍登録
 - ・「移籍同意書」（保護者及び両代表指導者の意見、押印又はサイン）
 - ・「移籍承認申請用紙」
- 登録の変更（団員の追加、抹消、代表指導者変更、その他）
「登録変更届 申請書」
- 合同チーム編成「合同チーム編成申請用紙」

4. 備考

- ・移籍については、理事会にて結論が出た後、その旨を地区長又は事務局を通じて当該チーム代表者へ連絡する。
- ・合同チーム編成については、双方とも単独チームで6名以上の団員が所属となった場合は、解消する。

付則

- ・本規定は令和3年4月1日より適用する。これにより平成27年4月1日より適用の規定は廃止する。
- ・令和4年4月9日一部文言修正。
- ・令和6年4月13日一部改定。同日より適用する。
- ・令和8年4月11日一部改定。同日より適用する。